

令和5年度熊取町財政健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

記

令和5年度熊取町財政健全化判断比率 (単位：%)

	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	1 3 . 4 8	2 0 . 0 0
連結実質赤字比率	—	1 8 . 4 8	3 0 . 0 0
実 質 公 債 費 比 率	1 . 3	2 5 . 0	3 5 . 0
将 来 負 担 比 率	—	3 5 0 . 0	

令和 6 年 8 月 1 4 日

熊取町長 藤 原 敏 司 様

熊取町監査委員 井 上 宗 保

熊取町監査委員 井 上 高 和

令和 5 年度健全化判断比率等審査意見書

第 1 審査の概要

この健全化判断比率等審査は、監査基準に基づき、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和 5 年度（単位：％）	早期健全化基準（単位：％）
実質赤字比率	—	1 3 . 4 8
連結実質赤字比率	—	1 8 . 4 8
実質公債費比率	1 . 3	2 5 . 0
将来負担比率	—	3 5 0 . 0

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和 5 年度の実質赤字比率は実質赤字額がないため、該当数値がない。

(2) 連結実質赤字比率について

令和 5 年度の連結実質赤字比率は連結実質赤字額がないため、該当数値がない。

(3) 実質公債費比率について

令和 5 年度の実質公債費比率は 1 . 3 % となっており、早期健全化基準の 2 5 . 0 % を下回っている。

(4) 将来負担比率について

令和 5 年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、該当数値がない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。